

令和6年第2回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 議案第62号 工事請負契約の締結について

令和6年度市道0365号線新田橋上部工建設工事の事後審査型条件付き一般競争入札を去る6月24日に行い、その結果、神谷・佐野屋・機械特定建設工事共同企業体が729,300,000円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第4号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第6号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。